



私たち「犯罪被害者の会」は、生命、身体に対する被害者や近親者で構成される。先日の集会で、「加害者と関係を修復したいと思いますか」と質問すると、1人息子を惨殺された老婦人は即座にいった。「とんでもない。私の望みは息子を返して貰うことです。それができないなら、せめて加害者に死んで貰うことです」と。全員それに賛同した。財産犯や軽罪の被害者は、修復が容易かもしれない。しかし家族を殺され、強姦された被害者がどうして加害者と修復できるだろうか。

被害者が加害者に対して応報感情を持つことはごく自然な現象である。しかるに長い間、犯罪被害者は、「罪を憎んで人を憎まず」といわれて応報感情を抑制され、聖人君子になることを強要された。これがどれだけ被害者を苦しめ、立ち直りを阻害してきたことか。

もちろん、例外はあるだろう。弟を殺された兄が、加害者である死刑囚と交流し、死刑を執行しないよう嘆願したという話を聞いたことがある。また、我が子を殺された父親が、家庭裁判所で加害少年に「がんばれよ」といったという話も聞く。

しかし、どういう事情があつてのことか知らないが、これは例外中の例外であることは間違いない。こういう「美談」がはやし立てられ、「被害者は加害者を許すべきだ。立ち直りに協力すべきだ」という社会的圧力が生まれれば、やつと権利に目覚めて声を上げた被害者は、またもや忍従の生活に逆戻りさせられてしまうだろう。

裁判所外でも加害者との修復が試みられている。「一度も謝罪に来ないといったら、謝罪に来れば癒されると思われてしまった。最低謝罪くらいしろ、といっただけなのに」「二度とこんなことをしないで欲しいといったら、被害者は加害者の立ち直りを願っているといわれた。一般論をいっただけなのに」「加害者を責めるなといわれた」と不満を述べる被害者もいる。被害者は、朝に夕に心が揺れ動く。弁護士に和解を勧められれば断りきれないこともある。ある断面だけをとらえての和解は、あとで被害者を苦しめることになりかねない。和解、修復という言葉もいやな言葉である。話しつけても、重大犯罪の被害者は、加害者に対して生涯こだわりを持ち続けるのである。

我が子をリンチで殺された母親はいった。「少年院から出てきた加害者に月命日に来させるのは、事件の真実を知りたいのと、殺人を思い出して苦しんで貰いたいからです。加害少年ははじめは神妙だったが、そのうち茶髪になり、にたにた笑い、反省の色は見えない。腹が立つので来させないようにしようかとも思うが、そうすると彼らは事件を忘れてしまうだろう。それが悔しい。最初から来させなければよかった」と。

ドイツでは、被害者の権利は1998年一段と強化された。証拠申請権、質問権、鑑定人・裁判官に対する忌避権、裁判官の命令・質問に対する異議権、陳述権まである。被害者に刑事司法上の権利を認め、裁判所、少年院で加害者と対峙させ、追及させ、真実を明らかにさせることだ。修復があるとすれば、その後の話である。

● おかむら いさを ●

高知県生まれ。一橋大学経済学部卒業、同大学大学院法学研究科修士課程を経て、1959年弁護士登録。第一東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長、法制審議会委員などを歴任。60年安保国会突入事件、日航御巣鷹山事件などの弁護を担当し、高知学芸高校修学旅行生上海列車事故補償交渉で日本側弁護団長を務めた。

犯罪により妻を失い、2000年1月「犯罪被害者の会」を設立して代表幹事に就任。現在、犯罪被害者の権利と被害回復制度の実現に向けて活動中。

〈主な論文〉「私は見た犯罪被害者の地獄絵」文藝春秋2000年7月号、「犯罪被害者に信用されない刑事司法」現代刑事法2巻11号、などがある。